

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地理的要因

利尻富士町は、日本海に浮かぶ離島利尻島の東部を占め、利尻島の中央に位置する利尻山（標高 1,721m）から東北側になだらかに傾斜し、海岸に臨んでいる。面積は、105.62 km²、海岸線は 40 km に達する



気候は、日本海側のため対馬暖流の影響を受け、我が国の北端にありながら、内陸の気候に比べ比較的温暖である。しかし、6月にはオホーツク海高気圧の影響で曇りや雨の日が多く、霧の発生も多くなる。また、1月から2月にかけては大陸性の高気圧の影響を受け、北西の季節風が大変強くなり、内陸ほど気温は下降しないが積雪は多く、強風の厳しい季節となる。

(2) 地域の災害リスク

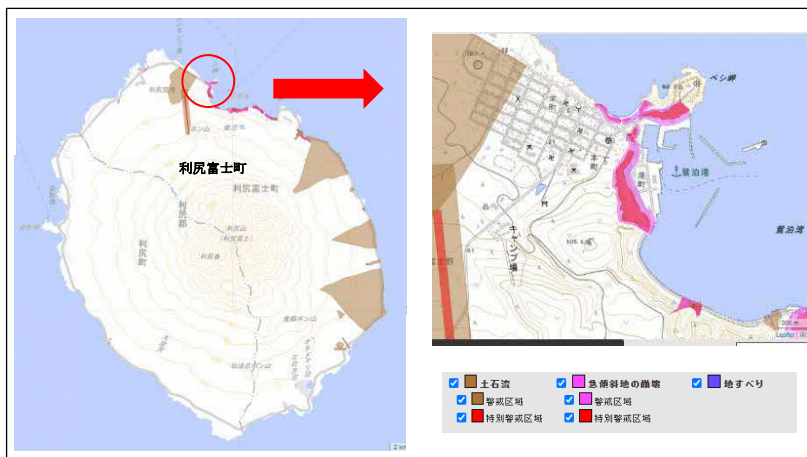
① 土砂災害

北海道土砂災害警戒情報システムによると、当町の土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている地域はいくつか存在するが、中でも特に小規模事業者が多い鷺泊地区は急傾斜地の崩壊危険区域に指定されており、早急に対策が必要である。（下図参照）

< 当町の警戒区域等は以下のとおり >

土石流危険渓流 23 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 22 箇所、雪崩危険箇所 11 箇所

(土石流危険渓流区域・急傾斜地崩壊危険区域)



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

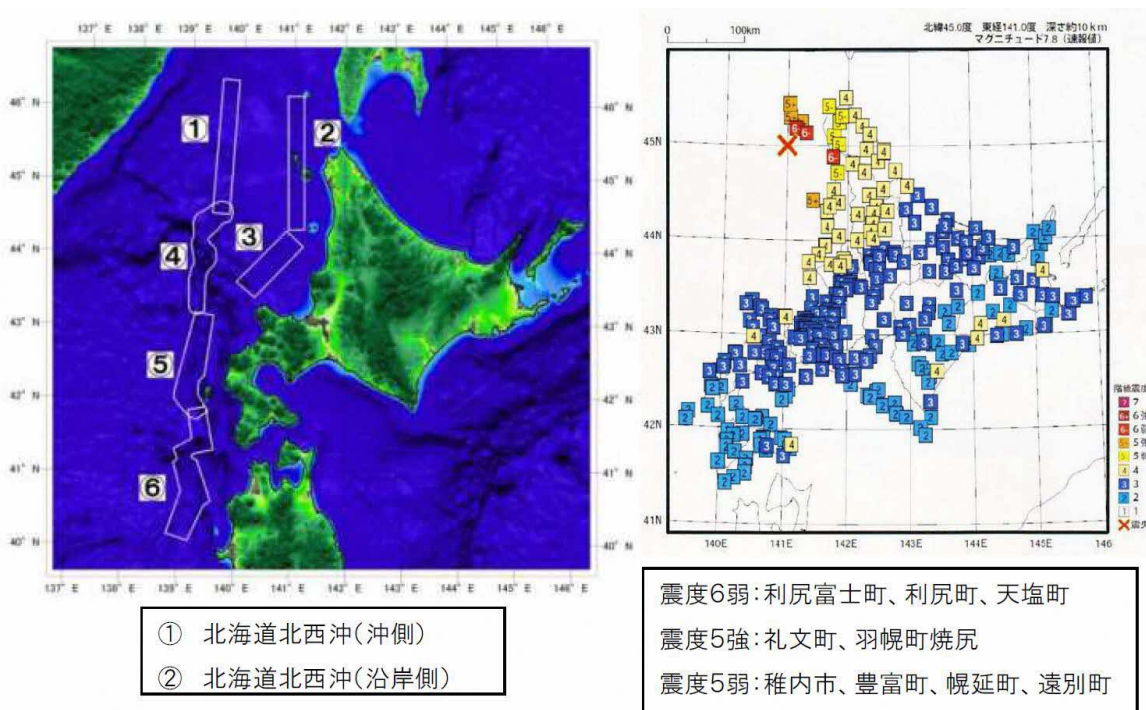
②地震

利尻富士町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、地震調査研究推進本部及び中央防災会議での公表では「北海道北西沖の地震（沖側・沿岸側）」となっている。地震の規模はマグニチュード7.8程度が想定され、発生確率は0.1%以下となっている。

また、天売（てうり）・焼尻（やぎしり）島から利尻・礼文島にかけての西方沖合は、これまでの地震の資料でも大地震を伝える記載がなく、この海域を地震の空白域とする考え方があろうのだが、50年或いは100年に1度と言われるような自然災害が多発する昨今では、常に警戒が必要である。

地震	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
北海道北西沖(F02F03連動)	7.8程度	0.0006%～0.1%

(出典：利尻富士町地域防災計画)



(出典：利尻富士町地域防災計画)

③津波

当町において津波を引き起こす可能性のある地震は北海道北西沖（沖側・沿岸側）の影響が大きく、小規模事業者の多くが海岸沿いにあり、地区別での最大遡上高（※）は2m～5m超が想定されている。

※遡上高とは津波が海岸に到達後陸地をはい上がり、最も高くなったところの平常潮位面からの高さ。

(小規模事業者数独自データ：令和2年3月31日現在)

地区名	小規模事業者数	想定される遡上高
本泊地区	9	3.4m～5.2m
鴛泊地区	53	2.6m～3.4m
鬼脇地区	29	2.3m～5.9m

(出典：利尻富士町地域防災計画)

(近年における町内での災害)

平成 27 年 10 月、急速に発達した低気圧の影響により、最大瞬間風速 43.2 メートルが観測され、住家等の損壊など町内に甚大な被害をもたらした他、全庁的に停電が発生し復旧に数時間を要する事態となった。

平成 28 年 9 月に集中豪雨により、町内全域に避難勧告が発令され、住宅被害 4 件、土木被害 31 件と町内に大きな被害をもたらし、95 人が避難した。また河川の増水によって土石流が発生し主要道路への土砂流出によって 8 日間の通行止め及び漁業被害が生じた。

④感染症

インフルエンザは、秋から冬頃にかけて流行が始まり、翌年の 1～3 月頃にピークを迎える。感染力が強く、ひとたび流行が始まると短期間で感染が拡大する為、地域社会や経済への影響が懸念される。

また、この度の新型コロナウイルス感染症を含め、未だワクチンが開発されていない新型コロナウイルス感染症が今後も発生する可能性があり、医療体制が脆弱な当町においては、島内にウイルスを持ち込まない為の徹底した対策を講じる必要がある。

(3) 商工業者の状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

業種別内訳	商工業者数	小規模事業者数	商工会員数
建設業	19	17	16
製造業	10	9	9
卸売業	0	0	0
小売業	45	40	32
飲食・宿泊業	49	49	34
サービス業	17	11	10
その他	8	6	5
定款会員			9
合計	148	132	115

※利尻富士町商工会独自把握数値

(4) これまでの取組

1) 当町の取組

- 平成 22 年 IP 告知端末による住民への災害情報の伝達 平成 31 年機器入替
- 平成 26 年「消防・防災フェア」開催による防災意識の向上 隔年開催
- 平成 26 年 非常用持ち出し袋の各戸配布
- 平成 27 年 利尻富士町防災計画策定
- 平成 28 年 緊急避難場所への小型発電機やポータブルストーブなどの備蓄資材の整備
- 平成 29 年 防災ハザードマップ(冊子)各戸配布
- 平成 26 年～29 年 夜間発光型津波避難誘導看板の設置
- 令和 2 年度 多言語防災ガイドブックの整備 (3 カ国語)

2) 当商工会の取組

- ・商工会だよりにおける事業者 BCP 等施策の周知

- ・北海道火災共済と連携した損害保険への加入促進

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・成果目標

(独自データ：令和2年3月31日現在)

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (BCP・事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	19	17	2	2	2	2	2
製造業	10	9	0	2	0	2	0
卸売業	0	0	0	0	0	0	0
小売業	45	40	2	2	2	2	2
飲食業	49	49	2	2	2	2	2
サービス業・その他	25	17	2	2	2	2	2
合 計	148	132	8	10	8	10	8

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて利尻富士町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

利尻富士町	利尻富士町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や北海道士砂災害警戒情報システム等の資料を用いながら、事業所立地場所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度内作成予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・専門家である有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部 裕樹（防災士/IT コーディネーター））に依頼して職員のノウハウの育成を図る。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

（独自データ：令和2年3月31日現在）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	フォローアップ件数				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	19	17	2	2	2	2	2
製造業	10	9	0	2	0	2	0
卸売業	0	0	0	0	0	0	0
小売業	45	40	2	2	2	2	2
飲食・宿泊業	49	49	2	2	2	2	2
サービス業・その他	25	17	2	2	2	2	2
合計	148	132	8	10	8	10	8

- ・利尻富士町事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）において、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。（年1回開催）

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（土砂崩れ等）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する）。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 注) 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出動せず、	全職員

	職員自身の安全を最優先し、警報解除後に出動する。	
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

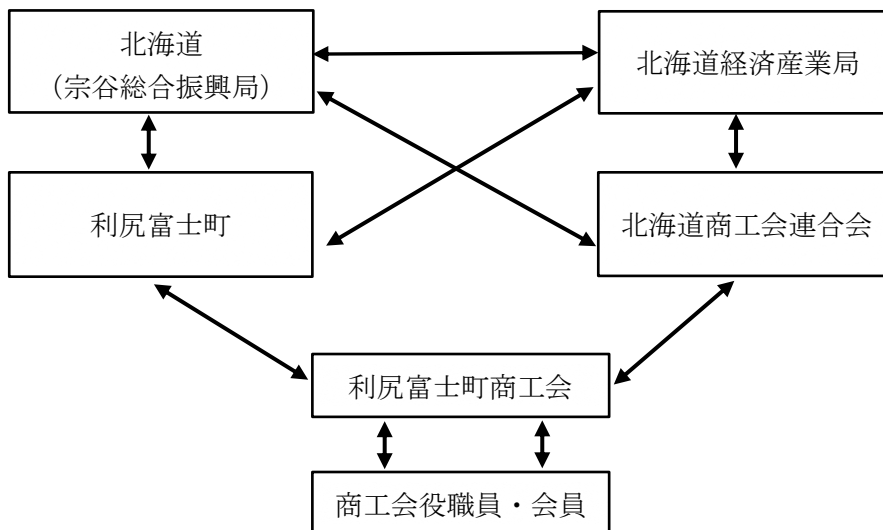
・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有し、必要な情報の把握と発信を行うとともに、当会においては交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて報告する他、別途支持があった方法にて報告する。

<災害情報等報告取扱要領の報告方法>



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。

- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

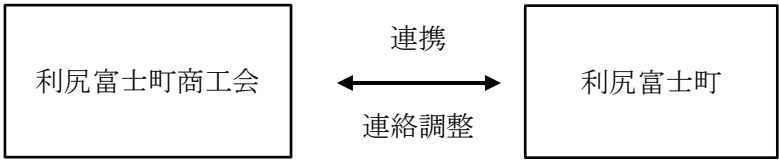
- ・利尻富士町と商工会とで協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、利尻富士町商工会及び利尻富士町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和 2 年 12 月現在)
1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先	経営指導員 柴田 実 (連絡先は下記 3 (1) 参照)
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
	・ 本計画の具体的な取組の企画及び実行。
	・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 回以上/年)
3 商工会、関係市町村連絡先	
(1) 商工会	利尻富士町商工会 〒097-0101 北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野 3 番地 2 Tel : 0163-82-1125 Fax : 0163-82-2179 E-mail : rfshoko4@rose.ocn.ne.jp
(2) 関係市町村	利尻富士町産業振興課 〒097-0101 北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野 6 番地 Tel : 0163-82-1114 Fax : 0163-82-1373 E-mail : kanko@town.rishirifuji.hokkaido.jp
4 その他	・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、国補助金、道補助金、町補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。